

議案第91号

阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年阿見町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条の3の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第8条の4 任命権者は、阿見町職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第20条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 阿見町職員の育児休業等に関する条例第20条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第12条第1項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律」を「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」に改める。

第15条第3項中「阿見町職員の給与に関する条例第17条」を「同条例第17条」に改める。

第15条の3第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改める。

附則第3条第1項中「(以下「新条例」という。)」を削り、同条第7項中「前各号」を「前各項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第12条、第15条及び附則第3条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
(新設)	<u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第8条の4 任命権者は、阿見町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第20条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 阿見町職員の育児休業等に関する条例第20条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この</u>	

改正前	改正後	備考
(年次休暇) 第12条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1)・(2) (略) (3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関	<u>項において「対象職員」という。) に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (年次休暇) 第12条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1)・(2) (略) (3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関	

改正前	改正後	備考
する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、町以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社若しくは<u>公庫の予算及び決算に関する法律</u>（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち町規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他町規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の町規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で町規則で定める日数 2・3 （略） （介護休暇）	する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、町以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社若しくは<u>沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律</u>（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち町規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他町規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の町規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で町規則で定める日数 2・3 （略） （介護休暇）	

改正前	改正後	備考
第15条 （略） 2 （略） 3 介護休暇については、阿見町職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>阿見町職員の給与に関する条例第17条</u>に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） 附 則 （経過措置） 第3条 この条例の施行前に、阿見町職員の勤務時間に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項の規定により、	第15条 （略） 2 （略） 3 介護休暇については、阿見町職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>同条例第17条</u>に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） 附 則 （経過措置） 第3条 この条例の施行前に、阿見町職員の勤務時間に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項の規定により、	

改正前	改正後	備考
1週間の勤務時間が定められているものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例<u>（以下「新条例」という。）</u>第2条第2項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。 2～6 （略） 7 <u>前各号</u>に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は規則で定める。	1週間の勤務時間が定められているものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例_____第2条第2項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。 2～6 （略） 7 <u>前各項</u>に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は規則で定める。	

議案第 91 号 説明資料

阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正について

【改正の理由】

- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に準じ、勤務時間、休暇等に関する条例の改正を行うもの。

【主な内容】

(1) 意向確認等【第 8 条の 4 関係】

- ・ 妊娠、出産等の申出をした職員に対して、出生時両立支援制度等に関して知らせるとともに、出生時両立支援制度等の請求等に係る意向を確認するもの。
- ・ 3 歳に満たない子を養育する職員に対して、育児期両立支援制度等に関して知らせるとともに、育児期両立支援制度等の請求等に係る意向を確認するもの。